三沢市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（令和３年４月改正）

新旧対照表

改正後	改正前
第１条（略）	第１条
第２条（略）	第２条
第３条（略）	第３条
（１）～（２）（略）	（１）～（２）
（３）要介護者　法第９条第１号に規定する第１号被保険者のうち同法第２７条の規定により要介護認定を受けた者	《追加》
第４条（略）	第４条
第５条（略）	第５条
（１）（略）	（１）
ア（略）	ア
（ぁ）（略）	（ぁ）
（ぃ）訪問型サービスＢ　公益社団法人三沢市シルバー人材センターが行う軽度生活援助サービス	（ぃ）訪問型生活支援サービス　公益社団法人三沢市シルバー人材センターが行う生活支援サービス
（ぅ）訪問型サービスＣ　早期介入による閉じこもりの予防及び改善、社会参加並びに介護予防を目的に保健師等の専門職が３～６か月の短期間で実施する直営サービス	（ぅ）訪問型サービスＣ　早期介入による閉じこもりの予防及び改善、社会参加並びに介護予防を目的に保健師等の専門職が３か月の短期間で実施する直営サービス
（ぇ）（略）	（ぇ）
イ（略）	イ
（ぁ）（略）	（ぁ）
（ぃ）通所型サービスＡ　緩和した基準により提供されるサービスで、特に運動や機能訓練を中心に行われるもの	（ぃ）通所型サービスＡ　緩和した基準により提供されるサービスで、特に運動や機能訓練を中心に１回概ね半日で行われるもの
（ぅ）（略）	（ぅ）
（ぇ）通所型サービスＣ　保健・医療の専門職により提供される通所型サービスであって、３～６か月の短期間で行われるもの	（ぇ）通所型サービスＣ　保健・医療の専門職により提供される通所型サービスであって、３か月の短期間で行われるもの
ａ～ｃ（略）	ａ～ｃ

改正後	改正前
ウ～エ（略）	ウ～エ
（２）（略）	（２）
（利用対象者）	《第６条追加》
第６条　総合事業の利用対象者は、次のいずれかに該当する者とする。	
（１）要支援者	
（２）事業対象者	
（３）要介護１あるいは要介護２の認定を受けた者であって、かつ、次に掲げる事業を継続的に利用することを希望する者	
ア　訪問型サービスＢ	
イ　通所型サービスＢ	
第７条　指定事業者により実施する総合事業(以下「指定事業者が行う事業」という。)に要する費用の額は、別添に掲げる費用を算定するものとする。	第６条　指定事業者により実施する総合事業(以下「指定事業者が行う事業」という。)に要する費用の額は、別表の左欄に掲げる事業の区分に応じ、同表の中欄に定める単位数に、同表の右欄に定める１単位の単価を乗じて算定するものとする。
２　総合事業における１単位あたりの単価は、１０円とする。	《追加》
第８条（略）	第７条
第９条（略）	第８条
第１０条（略）	第９条
第１１条（略）	第１０条
第１２条　市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、事業の利用の承認又は不承認を決定し、三沢市介護予防・日常生活支援総合事業利用決定（却下）通知書（様式第３号）により申請者に通知するとともに、三沢市介護予防・日常生活支援総合事業利用決定（却下）通知書（様式第４号）によりサービス提供者に通知するものとする。	第１１条　市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、事業の利用の承認又は不承認を決定し、三沢市介護予防・日常生活支援総合事業利用決定（却下）通知書（様式第３号）により申請者に通知するとともに、三沢市介護予防・日常生活支援総合事業利用決定（却下）通知書（様式第４号）により受託者に通知するものとする。

改正後	改正前
第１３条　市長は、事業の利用者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該利用者の利用を中止させることができる。	第１２条　市長は、事業の利用者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該利用者の利用を休止又は中止させることができる。
（１）～（３）（略）	（１）～（３）
第１４条　利用者は、事業の利用を変更し、休止又は中止しようとするときは、三沢市介護予防・日常生活支援総合事業利用中止届（様式第５号）により市長に届け出なければならない。	第１３条　利用者は、事業の利用を変更し、休止又は中止しようとするときは、予め三沢市介護予防・日常生活支援総合事業利用変更（中止・休止）届（様式第５号）により市長に届け出なければならない。
２　市長は、第４条の規定により事業を委託している場合において前項の届出があったときは、三沢市介護予防・日常生活支援総合事業利用中止通知書（様式第６号）によりサービス提供者に通知するものとする。	２　市長は、第４条の規定により事業を委託している場合において前項の届出があったときは、三沢市介護予防・日常生活支援総合事業（中止・休止）通知書（様式第６号）により事業受託者に通知するものとする。
（費用の負担）	（総合事業の利用料）
第１５条（略）	第１４条
２　第６条に規定する事業を利用する利用者は、第７条第２項に掲げる負担割合に準ずる費用を負担するものとする。	《追加》
３　総合事業の利用に際し、食費、原材料費等の実費が生じたときは、利用者の負担とする。	《追加》
第１６条　事業対象者の特定の有効期間は、基本チェックリストの実施によって事業対象者となった日から当該日の属する月の翌月から２年後の月の末日までとする。ただし、基本チェックリスト実施日が月の初日である場合にあっては、当該実施日の属する月から起算するものとする。	第１５条　事業対象者の特定の有効期間は、基本チェックリストの実施によって事業対象者となった日から当該日の属する月の翌月から２年後の月の末日までとする。
第１７条　サービス提供者は、事業の実施に当たって、利用者ごとに事前及び事後の評価を行うものとする。	第１６条　事業受託者は、事業の実施に当たって、利用者ごとに事前及び事後の評価を行うものとする。
２（略）	２
（サービス提供者）	（事業受託者）
第１８条　サービス提供者は、当該事業に係る経理を他の事業に係る経理と明確に区分しなければならない。	第１７条　事業受託者は、当該事業に係る経理を他の事業に係る経理と明確に区分しなければならない。

改正後	改正前
２　サービス提供者は、総合事業の実施状況について、次に掲げる事項を市長に報告しなければならない。	２　事業受託者は、委託を受けた事業により提供するサービス（以下「サービス」という。）について、実施月ごとに、三沢市介護予防・日常生活支援総合事業実績報告書（様式第７号）により、次に掲げる事項を市長に報告しなければならない。
（１）～（３）（略）	（１）～（３）
３　サービス提供者は、サービスの利用状況を明らかにできる書類及び経理に関する帳簿その他必要な書類を備え付けなければならない。	３　事業受託者は、サービスの利用状況を明らかにできる書類及び経理に関する帳簿その他必要な書類を備え付けなければならない。
４　サービス提供者及び総合事業に従事している者（以下この条において「従事者」という。）は、三沢市個人情報保護条例（平成２７年三沢市条例第２８号）の趣旨に則り、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、事業を行うに当たり知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。サービス提供者又は従事者でなくなった後においても同様とする。	４　事業受託者及び事業に従事している者（以下この条において「従事者」という。）は、三沢市個人情報保護条例（平成２７年三沢市条例第２８号）の趣旨に則り、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、事業を行うに当たり知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。事業受託者又は従事者でなくなった後においても同様とする。

改正後

注：別表からの差替え。単位数や加減算の変更箇所を下線で示す。

別添（第６条関係）

三沢市介護予防・日常生活支援総合事業費一覧〔1 単位＝10 円〕

１　訪問型サービス費（独自）

イ　訪問型サービスⅠ　1,176 単位
（事業対象者・要支援１・２　週１回程度の訪問・１月につき）

ロ　訪問型サービスⅡ　2,349 単位
（事業対象者・要支援１・２　週２回程度の訪問・１月につき）

ハ　訪問型サービスⅢ　3,727 単位
（事業対象者・要支援２　週２回を超える程度の訪問・１月につき）

ニ　訪問型サービスⅣ　268 単位
（事業対象者・要支援１・２　週１回程度の訪問で、１月の中で全部で４回まで行った場合・１回につき）

ホ　訪問型サービスⅤ　272 単位
（事業対象者・要支援１・２　週２回程度の訪問で、１月の中で全部で５回から８回まで行った場合・１回につき）

ヘ　訪問型サービスⅥ　287 単位
（事業対象者・要支援２　週３回程度の訪問で、１月の中で全部で９回から１２回まで行った場合・１回につき）

ト　訪問型サービス（短時間サービス）　167 単位
（事業対象者・要支援１・２　２０分未満の訪問・１月につき２２回まで算定可能・１回につき）

チ　初回加算　200 単位（１月につき）

改正前

別表（第６条関係）

事業の区分		単　位　数	１単位の単価
訪問型サービス	指定事業者による訪問介護相当サービス	【週に１回程度】 ２６７単位／回（月４回まで） １，１７２単位／月（１か月の提供回数が４回を超えた場合）	１０円
		【週に２回程度】 ２７１単位／回（月８回まで） ２，３４２単位／月（１か月の提供回数が８回を超えた場合）	
		【週に３回程度（要支援２のみ）】 ２８６単位／回（月１２回まで） ３，７１５単位／月（１か月の提供回数が１２回を超えた場合）	
	指定事業者による短時間サービス（２０分未満）	１６６単位／回 （主に身体介護を伴う場合　１月につき２２回まで） 【単位数及び要件を変更】	

改正後	改正前
リ　生活機能向上連携加算 （１）生活機能向上連携加算（Ⅰ）　100 単位（１月につき） （２）生活機能向上連携加算（Ⅱ）　200 単位（１月につき） ヌ　介護職員処遇改善加算 （１）介護職員処遇改善加算（Ⅰ）　所定単位×137／1000（１月につき） （２）介護職員処遇改善加算（Ⅱ）　所定単位×100／1000（１月につき） （３）介護職員処遇改善加算（Ⅲ）　所定単位× 55／1000（１月につき） （４）介護職員処遇改善加算（Ⅳ）　ウの 90／100（１月につき） （５）介護職員処遇改善加算（Ⅴ）　ウの 80／100（１月につき） ル　介護職員特定処遇改善加算 （１）介護職員特定処遇改善加算（Ⅰ）　所定単位×63／1000（１月につき） （２）介護職員特定処遇改善加算（Ⅱ）　所定単位×42／1000（１月につき） ン　新型コロナウイルス感染症への対応　所定単位×1/1000（１月につき） 注１　イからトについて、事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者２０人以上にサービスを提供する場合、所定単位数に 90／100 を乗じる。 注２　ヌからルにおける所定単位数は、イからリまでにより算定した単位数の合計となる。 注３　ヌの（４）及び（５）は、令和４年３月３１日まで算定可能とする。	

改正後

注４　令和３年９月３０日までの間、ンにおける所定単位数は、イからトまでについて千分の一に相当する単位数を算定する。

２　通所型サービス費（独自）

イ　通所型サービス（独自）

ａ　通所型サービス１　1,672 単位
（事業対象者・要支援１　週１回程度の通所・１月につき）

ｂ　通所型サービス２　3,428 単位
（事業対象者・要支援２　週２回程度の通所・１月につき）

ｃ　通所型サービス１・回数　384 単位
（事業対象者・要支援１　１月の中で全部で４回まで行った場合・１回につき）

ｄ　通所型サービス２・回数　395 単位
（事業対象者・要支援２　１月の中で全部で５～８回まで行った場合・１回につき）

ロ　生活機能向上グループ活動加算　100 単位（１月につき）

ハ　運動器機能向上加算　225 単位（１月につき）

ニ　若年性認知症利用者受入加算　240 単位（１月につき）

ホ　栄養アセスメント加算　50 単位（１月につき）

ヘ　栄養改善加算　200 単位（1 月につき）

ト　口腔機能向上加算

（１）口腔機能向上加算（Ⅰ）　150 単位（１月につき）

（２）口腔機能向上加算（Ⅱ）　160 単位（１月につき）

チ　選択的サービス複数実施加算

（１）選択的サービス複数実施加算（Ⅰ）

ａ　運動器機能向上及び栄養改善　480 単位（１月につき）

改正前

通所型サービス	指定事業者によるサービス	【週に１回程度（要支援１）】 ３８０単位／回（月４回まで） １，６５５単位／月（１か月の提供回数が４回を超えた場合）	１０円
		【週に２回程度（要支援２）】 ３９１単位／回（月８回まで） ３，３９３単位／月（１か月の提供回数が８回を超えた場合）	
	通所型サービスＣ（短期集中予防サービス）	５，０００円（消費税含む。）／回 自己負担５００円／回	

備考
　指定事業者による訪問型サービス及び通所型サービスに要する費用の加算及び減算については旧介護予防訪問介護及び旧介護予防通所介護の例による。

改正後	改正前
ｂ　運動器機能向上及び口腔機能向上　480 単位（１月につき） ｃ　栄養改善及び口腔機能向上　480 単位（１月につき） （２）選択的サービス複数実施加算（Ⅱ） 運動器機能向上及び栄養改善及び口腔機能向上　700 単位（１月につき） リ　事業所評価加算　120 単位（１月につき） ヌ　サービス提供体制強化加算 （１）サービス提供体制強化加算（Ⅰ） ａ　88 単位　〔イのａまたはｃ利用時・１月につき〕 ｂ　176 単位　〔イのｂまたはｄ利用時・１月につき〕 （２）　サービス提供体制強化加算（Ⅱ） ａ　72 単位　〔イのａまたはｃ利用時・１月につき〕 ｂ　144 単位　〔イのｂまたはｄ利用時・１月につき〕 （３）サービス提供体制強化加算（Ⅲ） ａ　24 単位　〔イのａまたはｃ利用時・１月につき〕 ｂ　48 単位　〔イのｂまたはｄ利用時・１月につき〕 ル　生活機能向上連携加算 （１）生活機能向上連携加算（Ⅰ）　100 単位（３月に１回を限度・１月につき） （２）生活機能向上連携加算（Ⅱ）　200 単位（運動器機能向上加算を算定している場合は、100 単位・１月につき） ヲ　口腔・栄養スクリーニング加算 （１）口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）　20 単位（６月に１回を限度・１月につき） （２）口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）　５単位（６月に１回を限度・１月につき）	

改正後	改正前
ワ　科学的介護推進体制加算　40 単位（１月につき） カ　介護職員処遇改善加算 （１）介護職員処遇改善加算（Ⅰ）　所定単位×59／1000（１月につき） （２）介護職員処遇改善加算（Ⅱ）　所定単位×43／1000（１月につき） （３）介護職員処遇改善加算（Ⅲ）　所定単位×23／1000（１月につき） （４）介護職員処遇改善加算（Ⅳ）　ウの 90／100（１月につき） （５）介護職員処遇改善加算（Ⅴ）　ウの 80／100（１月につき） ヨ　介護職員特定処遇改善加算 （１）介護職員特定処遇改善加算（Ⅰ）　所定単位×12／1000（１月につき） （２）介護職員特定処遇改善加算（Ⅱ）　所定単位×10／1000（１月につき） ン　新型コロナウイルス感染症への対応　所定単位×1/1000（１月につき） 注１　イにおいて、利用者の数が利用定員を超える場合、所定単位数に 70／100 を乗じる。 注２　イにおいて、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合、所定単位数に 70／100 を乗じる。 注３　イにおいて、事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合、それぞれ以下のとおり減算する。 ａまたはｃ　376 単位 ｂまたはｄ　752 単位 注４　カからヨにおける所定単位数は、イからワまでにより算定した単位数の合計となる。 注５　カの（４）及び（５）は、令和４年３月３１日まで算定可能とする。 注６　令和３年９月３０日までの間、ンにおける所定単位数は、イについて千分の一に相当する単位数を算定する。	

改正後	改正前
３　介護予防ケアマネジメント費 イ　介護予防ケアマネジメント　438 単位（１月につき） ロ　初回加算　300 単位（１月につき） ハ　委託連携加算　300 単位 ン　新型コロナウイルス感染症への対応　所定単位×1/1000（１月につき） 注　令和３年９月３０日までの間、ンにおける所定単位数は、イについて千分の一に相当する単位数を算定する。	

改正後	改正前
様式第１号（第９条関係） 介護予防サービス計画作成・介護ケアマネジメント依頼（変更）届出書 ［別紙参照］	様式第１号（第９条関係） 介護予防サービス計画作成・介護ケアマネジメント依頼（変更）届出書 ［別紙参照］
様式第２号（第１０条関係） 介護予防・日常生活支援総合事業利用申請書 ［別紙参照］	様式第２号（第１０条関係） 介護予防・日常生活支援総合事業利用申請書 ［別紙参照］
様式第３号（第１１条関係） 介護予防・日常生活支援総合事業利用決定（却下）通知書（申請者用） ［別紙参照］	様式第３号（第１１条関係） 介護予防・日常生活支援総合事業利用決定（却下）通知書（申請者用） ［別紙参照］
様式第４号（第１１条関係） 介護予防・日常生活支援総合事業利用決定（却下）通知書（サービス提供者用） ［別紙参照］	様式第４号（第１１条関係） 介護予防・日常生活支援総合事業利用決定（却下）通知書（受託者用） ［別紙参照］
様式第５号（第１３条関係） 介護予防・日常生活支援総合事業利用中止届 ［別紙参照］	様式第５号（第１３条関係） 介護予防・日常生活支援総合事業利用変更（中止・休止）届 ［別紙参照］
様式第６号（第１３条関係） 介護予防・日常生活支援総合事業利用中止通知書 ［別紙参照］	様式第６号（第１３条関係） 介護予防・日常生活支援総合事業（中止・休止）通知書 ［別紙参照］
《様式第７号は削除》	様式第７号（第１７条関係） 介護予防・日常生活支援総合事業実施状況報告書 ［別紙参照］